

## ○ 農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）（抄）

## 第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策  
（農業資材事業に係る事業環境の整備）

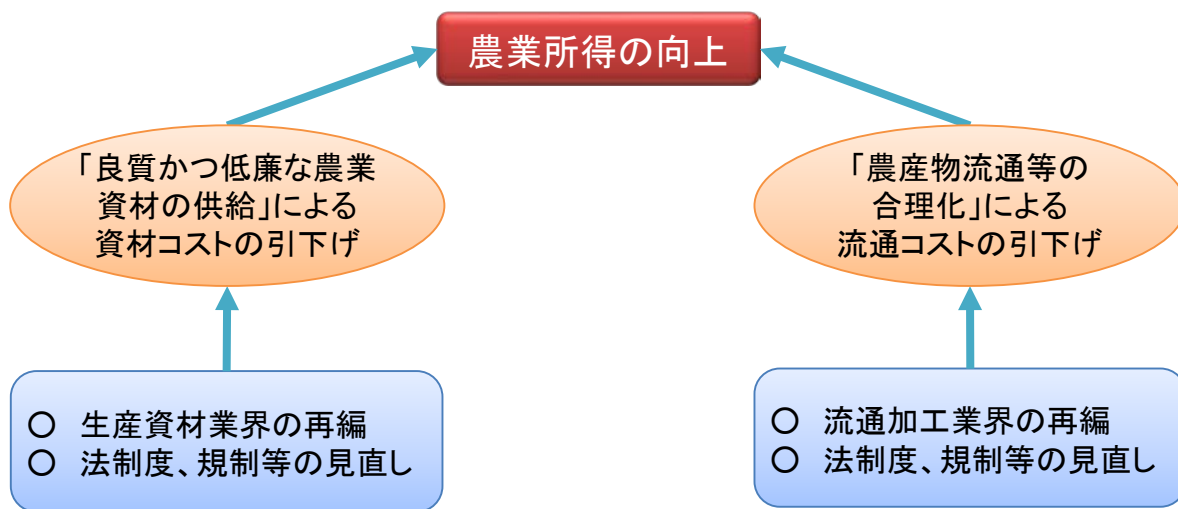
第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。
- 二 農業機械その他の農業資材の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、独立行政法人の試験研究機関、大学及び民間事業者の間の連携を促進すること。
- 三 農業資材であってその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いものについて、地方公共団体又は農業者団体が行う当該農業資材の銘柄の数の増加と関連する基準の見直しその他の当該農業資材の銘柄の集約の取組を促進すること。
- 四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

# 農業競争力強化支援法の概要

## 趣旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。



## 法律の概要

### 国が講ずべき施策

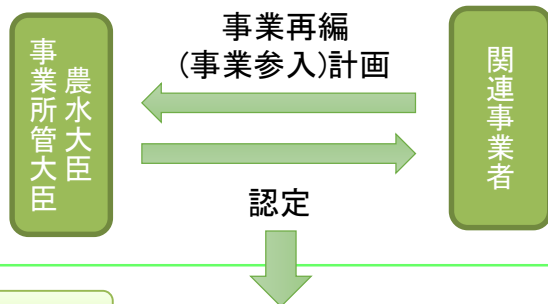
1. 農業生産関連事業の事業環境の整備
  - 規制・規格の見直し (第8条、第11条)
  - 良質低廉な農業資材の開発の促進 (第8条)
  - 農産物の消費者への直販の促進 (第13条) 等
2. 事業再編・事業参入の促進 (第9条、第12条)
3. 農業者への情報提供
  - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」 (第10条、第14条)
4. 定期的な施策の検討
  - 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討 (第16条) 等

### 事業再編及び事業参入を促進するための措置

#### 実施指針 (第17条)

対象事業の将来の在り方 等

#### 計画認定 (第18条～第22条)



#### 支援措置※ (第23条～第30条)

- ① 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資
- ② 日本政策金融公庫の融資
- ③ 中小企業基盤整備機構の債務保証 等

※ このほか、計画認定を受けた事業者に対する税制特例 (登録免許税、法人税等)